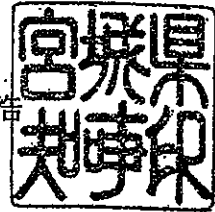




原安第188号
令和2年11月18日

東北電力株式会社取締役社長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

平成25年12月26日付けで協議のありましたこのことについては、了解します。

なお、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるよう、下記の事項について要請します。また、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づき提出のありました意見等は、別紙のとおりです。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓や、東日本大震災において自らが受けた経験等を忘れることなく、後世の社員に受け継ぐとともに、福島第一原子力発電所事故のような重大事故を決して発生させぬよう、安全性の確保に向け、たゆみない努力で真摯に取り組むこと。
- 2 貴社と県民との信頼関係の礎となる「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」を重んじ、今後も法令や協定を遵守するほか、新技術の開発、安全管理体制の強化及び施設の改善等を積極的に行うなど、安全性の確保に努めること。
- 3 安全性の確保については、次の点にも十分留意すること。
 - (1) 原子力発電所の安全対策については、常に最新知見を反映するとともに、確率論的リスク評価に係る評価手法の不断の見直しを図るほか、こうした原子力発電所に関する安全性について、県民に対する丁寧な説明を行うこと。
 - (2) 品質保証活動については、過去に起こした不適合事象やトラブルの再発防止の意識を風化させない取組みのほか、トップマネジメントの強化をはじめ、絶えずPDCAサイクルにより安全性を向上させるなど、常に前向きに進むような努力を続けること。
 - (3) 原子力発電所の保守運営については、貴社員や協力企業社員が原子力発電所の安全の保持を担っていることを自覚し、日々怠りなく実施すること。
 - (4) 重大事故等対処設備や自主的に整備した安全装置など様々な設備が新設されていることから、その適切な運用を確保するために、原子力発電所に従事する貴社員や協力企業社員に対しては、事故時のプラント挙動を含め、設備の動作・運用の本質的な理解ができる教育に取り組むこと。

担当：環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL：022-211-2607 FAX：022-211-2695

E-mail：gentaia@pref.miyagi.lg.jp



登総第 326 号
令和 2 年 11 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

登米市長 熊 谷 盛



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

平成 25 年 12 月 26 日付けで宮城県知事宛てに協議のあった標記の件について、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書 2 に基づく本市の意見は下記のとおりです。

記

- 1 原子力発電所の安全対策については、常に最新知見を反映して安全性の確保、維持・向上を図り、UPZ 圏内の住民の安全確保に努めること。
- 2 ヒューマンエラーを防止するため、関係者への教育・訓練を充実するとともに知識・技能の確実な継承に取り組むこと。
- 3 安全対策工事の進捗状況について、UPZ 圏内の住民にわかりやすく情報提供するとともに、原子力発電所に関する安全性については、丁寧かつ継続した説明を行うこと。





東松防災第 471号
令和2年11月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様

東松島市長 渥 美



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について (回答)
平成25年12月26日付けで宮城県知事宛てに協議のありましたこのことについて、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書2に基づく本市の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 東北電力株式会社は、東日本大震災の経験を踏まえ、女川原子力発電所の保守運営について、関係法令等及び安全協定を遵守し、安全確保を最優先に努めること。
- 2 東北電力株式会社は、女川原子力発電所に係る情報公開を積極的に行い、UPZ自治体等との情報共有を図り、地域からの信頼確保に努めること。

問い合わせ先

担 当 総務部防災課 鈴木
TEL 0225-82-1111 内線 1163
FAX 0225-83-5621





通総第1081号
令和2年11月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

涌谷町長 遠 藤 稔 雄



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（提出）

平成25年12月26日付けで宮城県知事あてに協議のありましたこのことについて、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書2に基づく本町の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 東北電力株式会社にあっては、宮城県知事の回答に示された事項について、確実に取り組むこと。さらに、UPZ圏内住民の不安を解消するためにも、恒常的な安全確保に努めること。
- 2 女川原子力発電所の保守運営の状況については、積極的に情報公開を行い、UPZ圏内の地域住民との情報共有に努めること。

担 当 涌谷町総務課防災交通班 中村
電 話 0229-43-2116
F A X 0229-43-2693
E-mail gr-kikikanri@town.wakuya.miyagi.jp

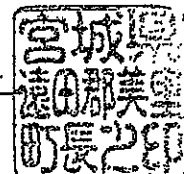




美防第656号
令和2年11月17日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

美里町長 相澤清



「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書1に基づき説明に対する意見について（提出）
令和2年11月11日に説明のありましたこのことについては、下記のとおり提出します。「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書2に基づき、回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 原子炉施設の変更は、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、安全であることから実施されるものであること。
- 2 原子力エネルギーの利用技術は、使用済み核燃料の処分を含め未完成であり、危険を伴うものであることから、原子炉施設の変更に当たっては、積極的に情報公開を行うとともに、地域住民の理解を得ること。
- 3 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」には、地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るとある。原子炉施設の変更に当たっては、地域住民の安全確保を第一とし、避難計画の実効性を確保する前提となる避難路等インフラ整備のスケジュールと連動したものとすること。
- 4 東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓を踏まえ、重大事故を決して発生させないよう、点検、訓練を実施するとともに、新技術の開発、施設の機能改善等を積極的に行い、施設の安全性の向上に努めること。
- 5 大型飛行機の衝突等に備え、早急に特定重大事故等対処施設を整備し、安全対策に努めること。





南三総 第1161号
令和2年11月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様

南三陸町長 佐 藤



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

平成25年12月26日付けで東北電力株式会社から宮城県知事あてに協議の
ありましたこのことについて、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」
に係る覚書2に基づく当町の意見は下記のとおりです。

記

原子炉施設の変更に当たっては、住民の安全確保を最優先に、国、県及び関係市
町と連携を図るとともに、広域避難計画の実効性を高めるための継続した協力等
を行うこと。

担 当

南三陸町総務課危機対策係 阿部
電 話 : 0226-46-1376 (内線 232)
F A X : 0226-46-2672

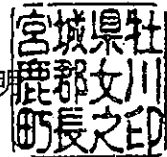




25 女企第 411 号
令和 2 年 11 月 18 日

東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
樋口 康二郎 殿

女川町長 須田 善 明



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について (回答)

平成 25 年 12 月 26 日付けで協議のあったこのことについては、了解します。

最も重要である発電所の安全性の確保に関しては、最新の知見を反映するなど常に高みを追求し、不断の取組をされますよう求めます。

そのためにも、あらゆる分野でのコミュニケーションを大切にされ、かかわる全ての人を大事にし、それによって安全基盤と組織文化を根付かせ、そこから生まれる地域との信頼関係の醸成をより一層図られますよう求めます。

原子炉施設の変更に係る工事を始めとした女川原子力発電所の事業運営に当たっては、先般、最高責任者である社長が自らお示しされたとおりの先人の方々によって築かれた歴史、地域との歩み、そしてその意味と意義が組織全体で再度認識され、かつ、このことが、今とこれからを担う一人一人にしっかりと継承されていくことが不可欠です。経営層が先頭に立ち、協力会社も含めた全体で共有し、それが実現されることを強く望むものです。

担当：女川町企画課原子力対策係
電話：0225-54-3131(252)
Mail：atom@town.onagawa.lg.jp

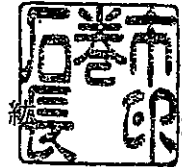


石危対第222号
令和2年11月18日

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎 殿

石巻市長 亀山



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

平成25年12月26日付けで協議のありましたこのことについては、了解します。

なお、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるように、下記の事項について適切な措置を講ずるよう要請します。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓や、東日本大震災において自らが受けた経験を忘れることなく、後世の社員に受け継ぐとともに、福島第一原子力発電所事故のような重大事故を決して発生させぬよう、安全性の確保に向け、たゆまぬ努力で真摯に取り組むこと。
- 2 貴社と本市との信頼関係の礎となる「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」を重んじ、今後も法令や協定を遵守するほか、新技術の開発、安全管理体制の強化及び施設の改善等を積極的に行うなど、安全性の確保に努めること。
- 3 安全性の確保については、以下の点にも十分留意すること。
 - (1) 原子力発電所の安全対策については、常に最新の知見を反映するとともに、確率論的リスク評価に係る評価手法の不断の見直しを図ること。
 - (2) 品質保証活動については、過去に起こした不適合事象やトラブルの再発防止の意識を風化させない取り組みのほか、トップマネジメントの強化をはじめ、絶えずPDCAサイクルにより安全性を向上させるなど、常に前向きに努力を続けること。
 - (3) 原子力発電所の保守運営については、貴社員や協力企業社員が原子力発電所の安全の保持を担っていることを自覚し、日々研鑽を積み怠りなく実施すること。
 - (4) 重大事故等対処設備や自主的に整備した安全装置など様々な設備が新設されていることから、その適切な運用を確保するために、原子力発電所に従事する貴社員や協力企業社員に対しては、事故時のプラント挙動を含め、設備の動作・運用の本質的な理解ができる教育に取り組むこと。
- 4 原子力発電所にかかる安全対策、防災対策、不具合発生事案などの様々な情報等について、地域住民に対して丁寧にわかりやすく説明するとともに、理解を深めるための活動に積極的に努めること。

担当：総務部危機対策課原子力グループ
TEL：0225-95-1111 FAX：0225-94-8681
E-mail：ispragdi@city.ishinomaki.lg.jp